

平成19年度に枕崎市が供給した水の検査結果を公表します

●水質検査結果年間平均値(平成19年4月～20年3月)●

採水場所	単位	片山配水池系	木場配水池系	道野配水池系	白沢配水池系	俵積田配水池系	水質基準
一般細菌	個/ml	0	0	0	0	0	100個/ml以下
大腸菌群	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/l以下
硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	mg/l	5.4	5.0	1.2	6.2	5.7	10mg/l以下
塩化物イオン	mg/l	22	22	17	51	53	200mg/l以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	61	61	38	94	98	300mg/l以下
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2mg/l以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5mg/l以下
pH値	—	7.1	7.0	7.4	6.8	7.1	5.8以上8.6以下
味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	5度以下
濁度	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2度以下
主な水源		深浦水源池 深井戸4箇所 金山浄水場	深浦水源池 深井戸4箇所 金山浄水場	金山浄水場	白沢水源池 深井戸2箇所	白沢水源池 深井戸4箇所	
給水区域		枕崎市街地全体 平田町・明和町 栄中町・栄本町 美原町・木原町 岩戸町・寿町 妙見町・桜山東町 桜山本町(宇都、 桜馬場を除く) 板敷西町の一部 板敷南町	桜山町・桜山本町(宇都、 桜馬場)・桜山西町 鹿籠藪町・岩崎町 木場町・園見本町 園見西町の一部 立神北町・中央町 立神本町・塩屋北町 塩屋南町・火之神町 火之神神町 大塚南町・大塚中町 大塚北町の一部	道野町 金山西町 金山町 田布川町	白沢東町 白沢西町 白沢北町	別府東町 別府西町 里町 あけほの町 仁田浦町 板敷本町 豊留町 板敷西町の一部	

◎水質項目の解説

- 大腸菌・一般細菌＝病原生物の汚染の指標となる。煮沸や塩素消毒により滅菌。
- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素＝有機物の窒素分が変化し、窒素肥料、生活排水等からの汚染の指標となる。
- 塩化物イオン＝水中の塩分。基準は塩味を感じない程度。
- 有機物＝有機物などによる汚れの度合いを示す。
- pH＝水の酸性、アルカリ性を示す。pH7が中性。
- 味＝水の味。異常でないこと。
- 臭気＝水の臭い。異常でないこと。
- 色度・濁度＝水の着色の程度、水の濁りの程度を示す。無色透明が正常。
- 鉛及びその化合物＝鉛管、蓄電池等に使用されている。検出されず。
- カルシウム、マグネシウム等(硬度)＝水中のカルシウムやマグネシウムの量を表したもので、10～100mg/lが、おいしい水と言われています。
- 陰イオン界面活性剤＝合成洗剤に使用されている。検出されず。

◎水質基準とは：水質基準は、人の健康に影響が生じない水準をもととし、安全性を十分考慮したものの基準値と、利用上、機能上の障害(色・濁り・臭い)を生じない基準値が設定されています。

枕崎市水道により供給されている水は、上表のとおりいずれも水質基準内にあり清浄な水質を保っていますので安心してご使用ください。

◎問合せ 市水道課 TEL72-1111 内線324



市有地を公売します

旧南薩線跡地及び中崎保有地について、次のとおり公売します。だれでも簡単に参加できますので、お気軽にお問い合わせください。

公売する土地

【旧南薩線跡地】

- ①明和町49番5 面積：250㎡ 地目：雑種地
- ②平田町1番11 面積：283㎡ 地目：雑種地
- ③平田町1番12 面積：305㎡ 地目：雑種地
- ④平田町44番13 面積：240㎡ 地目：雑種地
- ⑤平田町42番1 面積：338㎡ 地目：雑種地

【中崎保有地】

- ⑥白沢北町674番・675番 面積：2740㎡ 地目：山林

公売する方法 一般競争入札

現地説明会 6月20日(金)

①～⑤(旧南薩線跡地)

午後1時30分現地集合(①に集合)

⑥(中崎保有地) 午後3時現地集合

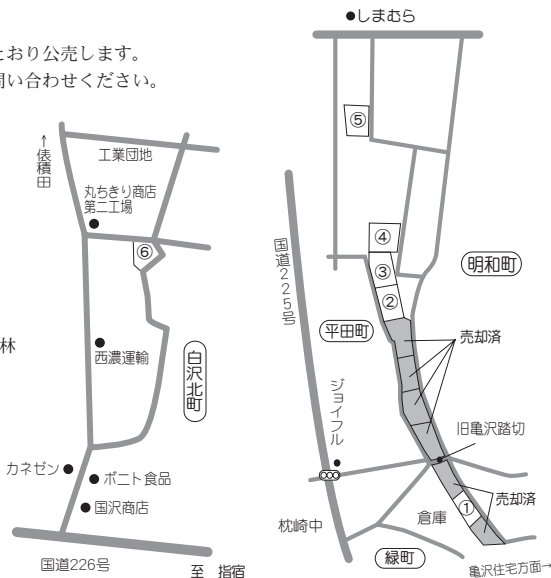
入札期日 6月27日(金)

受付午後1時 開始1時30分

入札場所 市役所2階会議室

その他説明事項

- ・土地代金以外の必要経費として、売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記のための登録免許税が必要となります。
- ・所有権移転登記は、市が行ないます。



【中崎保有地】

【旧南薩線跡地】

■問合せ 財政課財産管理係 TEL72-1111 内線223

浄化槽の定期検査受検をお願いします

浄化槽は適正な管理について、浄化槽は適正な使用、保守点検、清掃が行われることにより、私たちの生活から排出された汚水を浄化してきれいな水を流すことができる装置です。浄化槽を設置したら、適正な維持管理を行わなければなりません。

■法定検査について

浄化槽法では適正な使用、保守点検、清掃が適正に行われているか、また、きれいな水が放流されているかを確認する法定検査が義務付けられています。検査は知事が指定した検査機関である(財)鹿児島県環境検査センターの検査員が事前にガキで通知した検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放

流水を持ち帰って水質検査を行います。(契約している保守点検業者が行う保守点検とは別のものです)平成17年度から5～10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象とし、今年度においても順次検査を行うこととしております。

つきましては、検査の趣旨をご理解の上、受検していただきますようお願いいたします。

問合せ (財)鹿児島県環境検査センター TEL099-223-3185 県南薩地域振興局衛生・環境課 TEL533-1111 市環境生活課 TEL72-1111 内線327

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査(5～10人槽)	4,000円	6,000円

農地の排水管理と農業用排水路の維持管理を

大雨時は、土壌消毒用空き缶や肥料袋、農業用廃ビニール、土手の雑草等が排水路に詰まり、思わぬ災害を引き起こす原因となります。これらのものは適正な処理をお願いします。

また、土手に除草剤を散布し雑草を根ごと除去すると、法面崩壊の原因となります。土手の雑草は極力草刈機等で刈り払うようお願いいたします。

農地の排水管理は確実に行い、表土の流出、土手の崩壊等を防止しましょう。

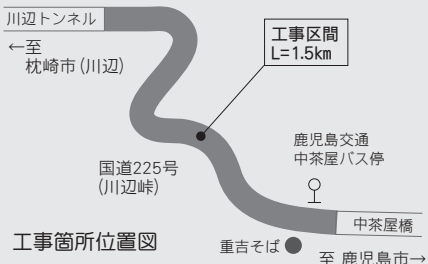


国道225号川辺地区改良工事に伴う片側交互通行規制のお知らせ

■国土交通省において、現在、一般国道225号の川辺峠付近(鹿児島市側)の改良工事を行っています。

これは「急カーブ・急勾配」が連続する峠付近1.5kmの区間を、一般車輛の視認性及び走行性の向上により「走りやすく・安全な道路」にするための工事です。

工事に伴い、6月上旬から12月下旬にかけて、片側交互通行規制(24時間または昼間)を実施していきますので、付近を通行される方々におきましては、大変ご迷惑おかけいたしますが、ご理解ご協力方よろしくをお願いします。



工事名：国道225号川辺地区改良工事 発注者：鹿児島国道事務所指宿維持出張所 TEL0993(25)3330